

令和3年1月14日

ご契約者各位

株式会社テレ・マーカー

ビジでん電気需給約款改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、ビジでん電気需給約款の改定を、電気需給約款第31条の規定に基づき実施致します。

記

○改定日

2021年1月13日

○改定前電気需給約款（北海道電力エリア）

第3表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

- (1) 北海道電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。

○改定後電気需給約款（北海道電力エリア）

第3表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

- (1) 北海道電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。
- (2) (1)に加え、各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で24時間における各地域のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」といいます。)に応じて、以下に定める市場原価調整費の還元または追加請求を行うものとしたします。

i 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月の調達単価が5円8銭(税抜)を下回った場合、各契約種別における料金からiiに定める市場原価調整費(還元)を差し引くものとしたします。

ロ 追加請求基準値

当月の調達単価が 15 円 00 銭（税抜）を上回った場合、各契約種別における料金に ii に定める市場原価調整費（追加請求）を加えるものといたします。

ii 市場原価調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、市場原価調整費の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

市場原価調整費（還元）	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
市場原価調整費（追加請求）	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)}$ 100%

※N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間（以下、「N 月度検針期間」といいます。）において使用される電気の料金に適用される市場原価調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達原価
1 日～31 日まで	N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した調達単価

○改定前電気需給約款（東北電力エリア）

第 3 表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

- (1) 東北電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。

○改定後電気需給約款（東北電力エリア）

第 3 表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

- (2) 東北電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。
- (3) (1)に加え、各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で24時間における各地域のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」といいます。)に応じて、以下に定める市場原価調整費の還元または追加請求を行うものとしたします。

i 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月の調達単価が 5 円 8 銭（税抜）を下回った場合、各契約種別における料金か

ら ii に定める市場原価調整費（還元）を差し引くものといたします。

ロ 追加請求基準値

当月の調達単価が 15 円 00 銭（税抜）を上回った場合、各契約種別における料金に

ii に定める市場原価調整費（追加請求）を加えるものといたします。

ii 市場原価調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、市場原価調整費の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

市場原価調整費（還元）	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
市場原価調整費（追加請求）	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)}$ 100%

※N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間（以下、「N 月度検針期間」といいます。）において使用される電気の料金に適用される市場原価調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達原価
1 日～31 日まで	N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した調達単価

○改定前電気需給約款（東京電力エリア）

第 3 表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

- (1) 東京電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。

○改定後電気需給約款（東京電力エリア）

第 3 表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

- (2) 東京電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。
- (3) (1)に加え、各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で24時間における各地域のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」といいます。)に応じて、以下に定める市場原価調整費の還元または追加請求を行うものといたします。

i 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月の調達単価が5円8銭（税抜）を下回った場合、各契約種別における料金からiiに定める市場原価調整費（還元）を差し引くものといたします。

ロ 追加請求基準値

当月の調達単価が15円00銭（税抜）を上回った場合、各契約種別における料金にiiに定める市場原価調整費（追加請求）を加えるものといたします。

ii 市場原価調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、市場原価調整費の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

市場原価調整費（還元）	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
市場原価調整費（追加請求）	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間（以下、「N月度検針期間」といいます。）において使用される電気の料金に適用される市場原価調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達原価
1日～31日まで	N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価

○改定前電気需給約款（北陸電力エリア）

第3表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

- (1) 北陸電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。

○改定後電気需給約款（北陸電力エリア）

第3表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

- (2) 北陸電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。
- (3) (1)に加え、各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で24時間における各地域のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」といいます。)に応じて、以下に定める市場原価調整費の還元または追加請求を行うものといたします。

i 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月の調達単価が5円8銭（税抜）を下回った場合、各契約種別における料金からiiに定める市場原価調整費（還元）を差し引くものといたします。

ロ 追加請求基準値

当月の調達単価が15円00銭（税抜）を上回った場合、各契約種別における料金にiiに定める市場原価調整費（追加請求）を加えるものといたします。

ii 市場原価調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、市場原価調整費の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

市場原価調整費（還元）	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
市場原価調整費（追加請求）	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間（以下、「N月度検針期間」といいます。）において使用される電気の料金に適用される市場原価調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達原価
1日～31日まで	N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価

○改定前電気需給約款（中部電力エリア）

第3表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

- (1) 中部電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。

○改定後電気需給約款（中部電力エリア）

第3表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

- (2) 中部電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。
- (3) (1)に加え、各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で24時間における各地域のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」といいます。)に応じて、以下に定める市場原価調整費の還元または追加請求を行うものとしていたします。

i 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月の調達単価が5円8銭（税抜）を下回った場合、各契約種別における料金からiiに定める市場原価調整費（還元）を差し引くものといたします。

ロ 追加請求基準値

当月の調達単価が15円00銭（税抜）を上回った場合、各契約種別における料金にiiに定める市場原価調整費（追加請求）を加えるものといたします。

ii 市場原価調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、市場原価調整費の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

市場原価調整費（還元）	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
市場原価調整費（追加請求）	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間（以下、「N月度検針期間」といいます。）において使用される電気の料金に適用される市場原価調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達原価
1日～31日まで	N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価

○改定前電気需給約款（関西電力エリア）

第3表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

- (1) 関西電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。

○改定後電気需給約款（関西電力エリア）

第3表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

- (2) 関西電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。
- (3) (1)に加え、各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で24時間における各地域のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」といいます。

す。)に応じて、以下に定める市場原価調整費の還元または追加請求を行うものいたします。

i 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月の調達単価が5円8銭(税抜)を下回った場合、各契約種別における料金からiiに定める市場原価調整費(還元)を差し引くものいたします。

ロ 追加請求基準値

当月の調達単価が15円00銭(税抜)を上回った場合、各契約種別における料金にiiに定める市場原価調整費(追加請求)を加えるものいたします。

ii 市場原価調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、市場原価調整費の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

市場原価調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$
市場原価調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間(以下、「N月度検針期間」といいます。)において使用される電気の料金に適用される市場原価調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達原価
1日～31日まで	N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価

○改定前電気需給約款(中国電力エリア)

第3表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

- (1) 中国電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。

○改定後電気需給約款(中国電力エリア)

第3表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

- (2) 中国電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。
- (3) (1)に加え、各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で2

4時間における各地域のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」といいます。)に応じて、以下に定める市場原価調整費の還元または追加請求を行うものいたします。

i 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月の調達単価が5円8銭(税抜)を下回った場合、各契約種別における料金からiiに定める市場原価調整費(還元)を差し引くものいたします。

ロ 追加請求基準値

当月の調達単価が15円00銭(税抜)を上回った場合、各契約種別における料金にiiに定める市場原価調整費(追加請求)を加えるものいたします。

ii 市場原価調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、市場原価調整費の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

市場原価調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$
市場原価調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間(以下、「N月度検針期間」といいます。)において使用される電気の料金に適用される市場原価調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとなります。

基準検針日	対応調達原価
1日～31日まで	N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価

○改定前電気需給約款(四国電力エリア)

第3表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

(1)四国電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。

○改定後電気需給約款(四国電力エリア)

第3表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

(2)四国電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。

(3)(1)に加え、各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で24時間における各地域のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」といいます。)に応じて、以下に定める市場原価調整費の還元または追加請求を行うものいたします。

i 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月の調達単価が5円8銭(税抜)を下回った場合、各契約種別における料金からiiに定める市場原価調整費(還元)を差し引くものいたします。

ロ 追加請求基準値

当月の調達単価が15円00銭(税抜)を上回った場合、各契約種別における料金にiiに定める市場原価調整費(追加請求)を加えるものいたします。

ii 市場原価調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、市場原価調整費の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

市場原価調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$
市場原価調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間(以下、「N月度検針期間」といいます。)において使用される電気の料金に適用される市場原価調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとなります。

基準検針日	対応調達原価
1日～31日まで	N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価

○改定前電気需給約款(九州電力エリア)

第3表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

(1)九州電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。

○改定後電気需給約款(九州電力エリア)

第3表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定は、次のとおりとします。

(2)九州電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。

(3) (1)に加え、各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で24時間における各地域のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」といいます。)に応じて、以下に定める市場原価調整費の還元または追加請求を行うものといたします。

i 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月の調達単価が5円8銭(税抜)を下回った場合、各契約種別における料金からiiに定める市場原価調整費(還元)を差し引くものといたします。

ロ 追加請求基準値

当月の調達単価が15円00銭(税抜)を上回った場合、各契約種別における料金にiiに定める市場原価調整費(追加請求)を加えるものといたします。

ii 市場原価調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、市場原価調整費の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

市場原価調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
市場原価調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間(以下、「N月度検針期間」といいます。)において使用される電気の料金に適用される市場原価調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達原価
1日～31日まで	N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価

○お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせはbizでん専用フリーダイヤル:0120-153-326

もしくは、メールアドレス:bizden@telemarker.co.jpまでお願い致します。

以上